

# 一般社団法人マリノフォーラム21 公的資金等の取扱いに関する規程

[平成30年6月19日制定]

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人マリノフォーラム21(以下「本会」という。)における公的資金等(以下「公的資金等」という。)の取扱いに関して、役員、職員(専門研究員等本会の指揮命令に属し、その指示に従う者を含む。以下「職員等」という。)が各々の職務、権限及び責任を認識し、適正に運営及び管理をするために必要な事項を定めるものとする。

2 公的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の契約のある場合及び本会が別に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「公的資金等」とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 職員等が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金

(2) 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者等を募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された職員等の所属機関の間で研究の委託契約が結ばれる委託費(再委託契約によるものも含む。)

(職員等の意識向上)

第3条 職員等は、公的資金等が国民の税金等を原資としていることを常に認識し、適正な執行に努めるものとする。

## 第2章 組織

(公的資金等最高管理責任者)

第4条 本会に、本会全体を統括し、公的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとして公的資金等最高管理責任者を置き、代表理事長を充てる。

(公的資金等統括管理責任者)

第5条 本会に、公的資金等最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営・管理について本会全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として公的資金等統括管理責任者を置き、技監を充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本会に、公的資金等の執行管理、指導及びコンプライアンス教育の受講管理の役割を担う者としてコンプライアンス推進責任者を置き、総務部長を充てる。

2 前項のコンプライアンス推進責任者をサポートする者として、コンプライアンス副責任者を置き、開発部長、海外水産コンサルティング事業部長を充てる。

## 第3章 適正な管理運営

(公的資金等の適正な管理及び運営)

第7条 公的資金等は、次条で策定する不正防止計画を踏まえ、適正に管理運営するものとする。

(経理事務等説明資料)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、公的資金等関連事業を実施する共同実施機関構成員、業者等(以下「構成員・業者等」という。)に対し、不正発生を防止するため、本会が策定した経理事務等説明資料を説明し、その励行を求める。

2 不正防止対策部署を総務部とする。

(協定書)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、構成員、業者等に対して、以下を内容とする協定書の提出を求める。

(1) 資金配分機関、本会との契約、規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

- (3) 調査の際、取引帳簿の閲覧、提出、及び実地調査の要請を受諾し協力すること。
- (4) 関係者から不正行為の依頼等があった場合、本会へ通報すること。

(調査体制の構築)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、公的資金等の適正な管理のため、構成員、業者等の定期的な調査を行うものとする。

- 2 調査部署を総務部とし、関連部署と連携をしながら調査を行うものとする。
- 3 調査員は、調査結果をコンプライアンス推進責任者に報告するものとする。

(不正行為の取り扱い)

第11条 不正が疑われる行為を発見し、公的資金等最高管理責任者が、2次調査が必要と判断した場合は、必要に応じて、調査対象になっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるとともに、本会内部に調査委員会を設置し、不正の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について2次調査を実施する。

- 2 調査委員会の委員には、本会、告発者、及び調査対象者に属さない第三者を含み、第三者は本会、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 資金配分機関には、2次調査着手後、調査方針、調査対象及び方法等について、逐次、進捗状況を報告、協議するものとし、不正行為等の発見から210日以内に、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。

(職員等の教育)

第12条 公的資金等の運営・管理に関わる全ての職員等は、コンプライアンス教育として、教育訓練を受講するものとする。

## 第4章 外部への公表

(外部への公表)

第13条 公的資金等最高管理責任者は、本規程に基づく事項について積極的な公表に努めるものとする。

## 第5章 窓口の設置

(窓口の設置)

第14条 効率的な研究遂行の適切な支援のため、公的資金等の使用及び事務処理手続きに関する本会内外からの相談窓口は、総務部長とする。

- 2 公的資金の不正等に係る本会内外からの告発窓口は、総務部長とする。

## 第6章 補則

(雑則)

第15条 本規程に係る事務は総務部で所掌する。

附 則

この規程は、平成30年6月19日から施行する。